○茅野市いじめ問題対策連絡協議会及びいじめ問題再調査委員会規則

令和5年3月29日 規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、茅野市いじめ問題対策連絡協議会等条例(令和5年茅野市条例第1号。以下次条において「条例」という。)第22条の規定に基づき、協議会及び再調査委員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(協議会の会長)

- 第3条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、 その職務を代理する。

(協議会の会議)

- 第4条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。
- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議は、非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、この限りでない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、条例第4条に規定する任務を遂行するため必要があると認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(協議会の庶務)

- 第5条 協議会の庶務は、茅野市教育委員会(以下「教育委員会」という。) に置く。 (再調査委員会の委員長)
- 第6条 再調査委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する 委員が、その職務を代理する。

(再調査委員会の会議)

第7条 再調査委員会については、第4条の規定を準用する。この場合において、「協議会」とあるのは「再調査委員会」と、「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

(調查)

- 第8条 再調査委員会は、条例第17条に規定する任務を遂行するため必要があると認めるときは、次に掲げる方法により調査を行うことができる。
 - (1) 教育委員会の委員、教育委員会及びいじめが行われた公立学校(以下「当該公立学校」という。)の職員(過去に教育委員会及び当該公立学校に勤務していた者を含む。) 並びに当該公立学校の児童等(公立学校に在籍する児童又は生徒をいい、当該公立学校の児童又は生徒であった者を含む。)及びその保護者その他関係者(以下「調査対

象者」という。) に事実関係、意見等に関する陳述及び説明を求めること。

- (2) 調査対象者に対し、文書等関係資料の提出、提示、閲覧、複写等を求め、並びに当該学校その他の関係する現場において資料等の確認及び説明を求めること。
- (3) 関係する機関等に照会し、必要な事項の報告及び協力を求めること。
- 2 再調査委員会は、前項の調査を行うに当たり、調査対象者が未成年であるときは、当該調査対象者及びその保護者から同意を得た上で、その心情に配慮し、適切な措置を講じなければならない。

(再調査委員会の庶務)

第9条 再調査委員会の庶務は、総務部総務課に置く。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会及び再調査委員会に関し必要な事項は、市 長が別に定める。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。